

船舶インシデント調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| インシデント種類 | 運航不能（バッテリー過放電） |
| 発生日時 | 令和4年12月10日 15時10分ごろ |
| 発生場所 | 秋田県秋田船川港船川区南南東方沖 鵜ノ埼灯台から真方位209°2.3海里付近 （概位 北緯39°49.5 東経139°47.7 ） |
| インシデントの概要 | プレジャーボート ^{ナカヨシ} NAKAYOSHIは、漂流中、船外機を始動することができなくなり、運航不能となった。 |
| インシデント調査の経過 | 令和4年12月20日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | プレジャーボート NAKAYOSHI、5トン未満（長さ6.27m） 211-16102秋田、個人所有 ガソリン機関（2基）、船外機、4サイクル、出力88.2kW（合計） 回転数毎分5,500、4気筒、ボア65mm、使用燃料ガソリン、 機関製造年月日不詳、平成12年3月進水 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1 海象：海上 平穏 |
| インシデントの経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、秋田県男鹿市船越漁港を出港して秋田船川港船川区南南東方沖の釣り場に到着し、船外機を停止して漂流した状態で釣りを行った。</p> <p>本船は、船長が、釣りを終えて帰航しようとしたところ、バッテリーが過放電してセルモータが回らず船外機を始動することができなくなり、同乗者が海上保安庁に本インシデントの発生を通報するとともに、船長が信号紅炎を着火させて救助を求めているところ、付近を航行中のプレジャーボートが来援し、最寄りのマリーナにえい航された。</p> <p>本船のバッテリーは、約4年間使用され、本インシデントの約8か月前に充電されており、本船に予備のバッテリーは搭載されていなかった。</p> <p>船長は、出航前にバッテリーの電圧を計測していなかった。</p> |
| 分析 | 本船は、バッテリーの充電量が不足した状態で出港後、船外機を停止して漂流中、バッテリーが過放電となったことから、セルモータが回らず船外機を始動することができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 |

| | |
|--------------|--|
| 原因 | 本インシデントは、本船が、バッテリーの充電量が不足した状態を出港後、船外機を停止して漂泊中、バッテリーが過放電となったため、セルモーターが回らず船外機を始動することができなくなったことにより発生したものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、ふだんから予備のバッテリー及びジャンプスターターを搭載しておくとともに、出航前にバッテリーの充電量を確認し、充電量が低下しているときは、交換や充電を行っておくこと。 |